

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	酒田市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/mvnocard/my_number.html

執行機関名 酒田市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者等の急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として市が緊急通報機器を貸与する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 高齢者等の急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として市が緊急通報機器を貸与する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第1条	酒田市緊急通報システム運営事業実施要綱第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この告示は、市が高齢者及び障がい者の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るために、高齢者等に緊急通報機器を貸与し、民間の緊急通報受信センター、民生委員法第5条第1項に定める民生委員、近隣住民及びボランティア等の協力を得て、当該高齢者等の居宅での <u>生活の継続を支援</u> することを目的とする。 第二条 この事業の利用対象者は、市内に住所を有する <u>高齢者等のうち、身体虚弱、障がい等のため緊急事態に機敏に行動することが困難であり、又は突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有し、日常生活を営む上で本事業の利用が必要と認められるもので、次のいずれかに該当する世帯に属するものとする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		酒田市緊急通報システム運営事業実施要綱